

地方創生と両立する地方財政健全化に向けて

平成 26 年 12 月 22 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

1. 地方創生と地方財政健全化を両立させる平成 27 年度予算：平時モードへの切替えと歳出総額の抑制

- 地域経済は、地域差はあるものの、全地域で景況感や雇用状況が改善。経済再生の進展を踏まえて、地方財政もリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを加速し、終了に向かうべき。地方創生に向けて、地方の強み・個性を活かした地方の取組を支援することに力点を置くべき。
- 平成 27 年度の地方税収はリーマンショック前とほぼ同水準の 40 兆円弱まで回復見込み。来年度の税収見込みを踏まえ、危機対応として通常の国地方折半ルールの特例で緊急措置されてきた「別枠加算」(26 年度 0.6 兆円、国負担)を終了させることを検討すべき。
- 同様に、危機対応として歳出総額の別枠として臨時的に追加されてきた「歳出特別枠」(26 年度 1.2 兆円)についても、縮小または廃止していくべき。

2. 地方財政計画における歳出・歳入の適正化に向けて

(1) 歳入

- 過去 4 年間、地方税収の決算額が計画時の見積もり額を上回る状態が続いている。決算で余剰が出る結果、財政調整基金の積立残高が急増している(平成 24 年度は 20 年度比 1.5 倍)。計画策定時に、税収見積もりの正確性を高める必要。
- 地方団体の積立金では「その他特定目的基金」が増加している。特に 2008 年(平成 20 年)のリーマンショック以降の急増が目立つが、この背景として緊急対策執行のための基金が含まれている。これらが迅速かつ適切に執行されているのか、適切なガバナンスのもと、執行状況や積立の妥当性をしっかり検証し、不要不急のものは国庫返納すべき。

(2) 歳出

- 80 兆円を超える地方財政計画につき、以下のような取組を通じて、徹底的に効率化を図っていくことが重要。
 - ① 住民一人当たり行政コストは、市町村の面積や人口規模等によって差異は当然に生じるものではあるが、同じ行政単位でもばらつきが大きい¹。高コストの要因に応じた改善策を講じ、高コスト自治体数を減少させて行政コストの膨張を抑制していく視点、改革意欲を支援する視点が重要。
 - ② 歳出の算定根拠について、透明性向上や、過剰算入や見積りの抑制など、適切な算定を実現すべき。
 - i) 一般行政経費(単独)は歳出全体の 2 割弱にのぼるにもかかわらず、算定内訳が不明。早急に改善すべき。
 - ii) 公債費の過剰算入の是正：臨時財政対策費償還費の交付税措置額は決算額

¹ 公益財団法人日本生産性本部「第 9 回地方自治体財務書類の全国比較(平成 23 年度決算版)」によると、例えば市・区では、住民一人当たり行政コストについて市・区 435 団体の平均が 36 万円。最も小さい市区は 21 万円、最も大きい市区は 104 万円。

より毎年 0.2 兆円程度の過剰見積もり。過去 10 年間で累積 1 兆円分の過剰算入。歳出額の適切な算定に向けて、是正すべき。

- iii) 公営企業の経営効率化：地方公営企業は平成 23 年度 2.8 兆円の赤字（下水道 1.7 兆円、公立病院 0.7 兆円）。第三セクター等に対する財政的支援（損失補償・債務保証等）は 5.0 兆円に達する。25 年度末で終了した抜本的改革期間において、改善しなかった公営企業・第三セクターについて、経営改善の取組を加速すべきではないか。

3. 頑張る地方を支える仕組みの実現に向けて

(1) 地方交付税

- 現行の地方交付税の算定基準は複雑。政策目的に十分適合した基準や規模になっているか検証すべき。

例① 地域経済・雇用対策費の配分：

農業出荷・工業出荷の多いところ、自主財源比率の低いところ、有効求人倍率の悪いところ、過疎地、高齢者比率の高いところに多く配分される算定式になっている。

例② 地域の元気創造事業費：

若年就業率が算定基準に入っているものの、総額 500 億円にすぎない。

- 一人当たり普通交付税額と住民の年齢構成をみると、65 歳以上人口比率が高いところほど普通交付税額が多い。一方、15 歳未満人口比率が高い自治体ほど一人当たり普通交付税額は少ない。社会保障をはじめ様々な制度・施策体系を子ども・子育て世代を支える観点から見直すとともに、地方交付税の算定においても子ども・子育て世代の支援を重視した体系にシフトすべき。

(2) 市町村国保の収支

- 市町村国保の決算を都道府県別にみると、一人当たり医療給付費等（支出）と負担の地域格差は大きい。医療費等支出が多いところほど住民の支払った保険料の比率が低く、また、国等からの調整交付金²による補てん比率も高くなっている。
- 国・都道府県からの調整交付金について、予防医療・健康促進や医療費削減のために頑張る市町村や住民の努力を促し、しっかり反映するような仕組みに改革すべきではないか。

(3) 資本のリサイクル

- 今後、社会保障関連給付とともにインフラ更新需要の拡大が地方財政の圧迫要因に。これまで蓄積した上下水道、公営住宅、公立病院、有料道路、空港など公的インフラ資産や関連事業の運営を民営化（PPP/PFI、コンセッション）することで、新たな資金を捻出し、その資金でインフラ再整備を行う。
- こうした資本のリサイクルを起動させることによって、地域金融機関などに眠る民間マネーが動き出し、運営に民間企業が参入することで、事業の効率化、関連サービスの拡充などを通じて、地域経済が活性化。
- 公的部門においては、良質なインフラ資産の活用が道が開け、行政改革につながり、財政力の強化に資する。
- こうした取組を積極的に行う自治体を、積極的に支援すべき。

² 市町村国保の医療給付費は公費定率負担分と保険料収入で負担を折半するのが原則。収入（公費定率と保険料）が支出（医療費等給付費）を下回る場合、その差の大半を国・都道府県から市町村への財政調整（調整交付金）により補てん。調整交付金は「調整対象収入額」（本来徴収すべき保険料収入等）と「調整対象需要額」（医療費実績等から計算）の差に応じて算定される。